

大阪府人権施策推進審議会における部会の設置について（案）

- 概要：インターネットの特性を踏まえ、専門的かつ迅速な検討が求められることから、大阪府人権施策推進審議会に部会を設置し、インターネット上の人権侵害に精通する少数の委員で構成し、より機動的な対応をはかるもの。

- 名称：インターネット上の人権侵害解消推進部会

- 審議事項：①削除要請や説示・助言を行うにあたっての基本的な考え方
②社会的影響が大きい事案が生じた場合の対応
③施策検証・新たな取組の検討

- 委員構成：インターネット上の不当な差別的言動に対する基本的な考え方を検討するにあたり、表現の自由と不法行為の関係や行政指導のあり方について調査審議を行う委員 3 名と法律実務の観点から基本的な考え方の妥当性について調査審議を行う専門委員 1 名で構成。

- 当面の予定：審議事項「①削除要請や説示・助言を行うにあたっての基本的な考え方」について、令和 5 年 11 月諮問、令和 6 年 1 月答申（3 回開催の予定）

※ 答申を踏まえ、大阪府において、削除要請や説示・助言を行うにあたっての基本的な考え方を整理した上で、案を作成。
案について、パブリックコメントを実施し、3 月に成案を公表。
令和 6 年 4 月から適用予定。